

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

多賀城市長 深谷 晃祐

1 入札に付すべき事項

売却物品

| 物名 | 数量 | 全体重量 | 最低売却価格 |
|-----------------------------|--------------|--------------|-------------------------------------|
| 水道メーター (口径は物品概要 のとおり) | 物品概要の とおり | 物品概要の とおり | <u>637,000円</u> (消費税及び地方消費税を除く。) |

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当しない個人及び法人（公共団体を含む。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産の管理処分に関係する事務に従事する職員（家族名義により参加する者も含む。）。
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗関連営業その他これに類する業務を営む者及び暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者及びその団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始申立てをしている者。
- (6) 住所地（所在地）の市区町村税の滞納がある者。
- (7) 個人の場合、宮城県内市町村の住民基本台帳に登録されていない者。
法人の場合、宮城県内に本店、支店、営業所のいずれかを有していない者。
- (8) 平成25年4月1日以降に売払契約を完了した実績を有していない者（国又は地方公共団体発注（共同企業体での実績を除く。）に限る。）

3 申込方法

(1) 必要書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記 2 (8) の売払契約の受注実績 (契約書写し) 1部

ウ 誓約書

エ 身分を証する書類 (個人にあつては住民票 (マイナンバー及び本籍表記は不要とする。)、法人にあつては商業登記簿履歴事項全部証明書とし、いずれも申込前1か月以内に発行されたものに限る。)

オ 住所地 (所在地) の市区町村税の完納証明書 (直前の納期到来分まで)

カ 印鑑証明書 (申込前1か月以内に発行されたものに限る。)

なお、上記エ、オ及びカに掲げる書類については、競争入札参加申請の際に既に提出している場合は不要とする。

(2) 申込期間

令和6年1月9日 (火) から1月16日 (火) まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。

(3) 申込受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(4) 申込場所

多賀城市役所北庁舎3階 企画経営部財政課

4 質問の受け付け及び回答

質問がある場合は、質問回答書を提出すること。なお、電話や口頭による質問は、受付しません。

(1) 受付期間

令和6年1月9日 (火) から1月16日 (火) 午前11時まで

(2) 提出方法

Eメール又はFAX

(3) 提出先

多賀城市企画経営部財政課

(4) 回答方法

Eメール又はFAXにて入札参加者に回答 (質問がある場合のみ回答する。)

(5) 回答予定日時

令和6年1月18日 (木)

5 入札の実施方法

(1) 入札方法

郵便入札

(2) 入札書到達期限

令和6年1月23日（火） 午後5時必着

(3) 入札書提出場所

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号
多賀城市役所 企画経営部財政課 管財契約係

(4) 入札書提出方法

入札書等の提出は、配達証明付き書留郵便に限ります。

また、入札書を郵送する場合は二重封筒によるものとし、中封筒には入札書等を入れ封印し、入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に同封すること。

(5) 入札に参加する際は、企画経営部財政課に備える多賀城市郵便入札実施要綱（令和2年度多賀城市告示第55号。以下「郵便入札実施要綱」という。）を熟読すること。

(6) 入札は、1回に限りこれを行う。

(7) 入札は、入札者が1人の場合であっても実施する。

6 入札の日時及び会場

(1) 入札日時

令和6年1月24日（水） 午後2時20分から

(2) 入札会場

多賀城市役所6階会議室

7 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

8 一般競争入札の心得

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札の条件、入札等に必要な事項について熟知しておくこと。

(2) 入札書到達期限に遅れた場合は、入札に参加することはできない。

(3) 入札者は、入札書に鮮明な字体で必要な事項を記入し、記名押印の上、封書により入札すること。

(4) 入札者は、提出した入札書の書き換え又は撤回することはできない。

9 入札の失格

(1) 多賀城市上下水道部契約規程（平成8年水道部規程第9号）第9条の2第1項及び第2項の各号のいずれかに該当するとき。

10 入札の無効

(1) 上記9の入札の失格に関する事項に該当し、入札を行ったとき。

(2) 郵便入札実施要綱において示した入札に関する条件に違反し、入札を行ったとき。

- (3) 入札書に記名押印のないとき、入札額を訂正したとき、又は記載事項について判読できないとき。
- (4) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められるとき。
- (5) 同一の入札者が一の入札について、2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

1 1 開札

- (1) 入札者の立会は不可とし、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとします。

1 2 落札者の決定

- (1) 市が定める最低売却価格以上で入札し、かつ最高の価格をもって落札者とします。

したがって、入札書に記載された金額の内、買取金額（110分の100）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、買取金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札額の最高価格が同価の場合、郵便入札実施要綱に定めるくじ引きにより落札者を決定する。

1 3 契約保証金

契約保証金は免除とする。

1 4 売買契約の締結及び代金の支払方法等

- (1) 契約締結日

落札決定の日の翌日から令和6年1月30日（火）までの間に、指定契約書により契約を締結する。

- (2) 売買代金

市が発行する納付書により納付すること。

- (3) 落札者の決定後、この入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が上記2の(1)から(8)までに掲げる要件に該当する場合には、当該契約を締結しないことがある。

1 5 その他

- (1) 入札参加者は、募集案内書等を熟読し、遵守すること。

(2) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は、延期する場合がある。この場合において入札参加者が損失を受けても、市は補償の責めは負わない。

(3) この入札に関する募集案内書等については、多賀城市のホームページ（URL <http://www.city.tagajo.miyagi.jp>）から関係書類をダウンロードすることができる。

関係書類等へのリンク

| | | | | | | |
|------|---|----------|---|----|---|--------------------|
| 市政情報 | → | 市が発注する仕事 | → | 入札 | → | 水道メーター条件付き一般競争入札売払 |
|------|---|----------|---|----|---|--------------------|

【物品概要】

| 売却物品名 | 1個あたり重量(kg/個) | 数 量 | 全体重量(kg) |
|-----------------------------|---------------|------|----------|
| φ 13mm 水道メーター(未分解)【砲金】 | | 623個 | 約623.0kg |
| φ 13mm 水道メーター(未分解)【エコプラス砲金】 | 1.0kg/個 | 37個 | 約37.0kg |
| φ 13mm 水道メーター(未分解)【ビスマス砲金】 | | 28個 | 約28.0kg |
| φ 20mm 水道メーター(未分解)【砲金】 | 1.7kg/個 | 12個 | 約20.4kg |
| φ 25mm 水道メーター(未分解)【砲金】 | | 17個 | 約34.0kg |
| φ 25mm 水道メーター(未分解)【ビスマス砲金】 | 2.0kg/個 | 1個 | 約2.0kg |
| φ 40mm 水道メーター(未分解)【砲金】 | | 1個 | 約4.2kg |
| φ 40mm 水道メーター(未分解)【ビスマス砲金】 | 4.2kg/個 | 7個 | 約29.4kg |
| φ 50mm 水道メーター (鉄くず) | 17.0kg/個 | 20個 | 約340.0kg |
| φ 75mm 水道メーター (鉄くず) | 29.0kg/個 | 5個 | 約145.0kg |
| φ 100mm 水道メーター (鉄くず) | 41.0kg/個 | 2個 | 約82.0kg |